

現行	改定案
[療養の給付の対象とする適応症] ・唇顎口蓋裂に起因した咬合異常 ・顎離断等の手術を必要とする顎変形症 ・以下の疾患に起因する咬合異常 ゴールデンハー症候群（鰓弓異常症を含む。）ほか31疾患	[療養の給付の対象とする適応症] ・唇顎口蓋裂に起因した咬合異常 ・顎離断等の手術を必要とする顎変形症 ・以下の疾患に起因する咬合異常 ゴールデンハー症候群（鰓弓異常症を含む。）ほか31疾患、 小舌症、頭蓋骨癒合症、骨形成不全症、口笛顔貌症候群、ルビンスターイン-ティビ症候群、常染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症、6歯以上の非症候性部分性無歯症 (改)

3. 保険診療上の歯科用語の平易化

難解であるとの指摘のある保険診療上の歯科用語については、学会等からの提案も参考としつつ、患者からみてより分かりやすい用語に改める。

現行	改定案
し が 歯牙 ししゅうそしきけんさ 歯周組織検査 しよき しよくしよつかわつてうてんそくしよち 初期う蝕小窩裂溝充填処置 ちゅうぞうかん 鑄造冠 ぜんそうちゅうぞうかん 前装鑄造冠	は 歯 (改) ししゅうびょうけんさ 歯周病検査 (改) しよき しよくそくしよつかわつてんしよち 初期う蝕早期充填処置 (改) きんぞくかん 金属冠 (改) ぜんそうきんぞくかん レジン前装金属冠 (改)

4. 診療報酬点数表の簡素化等

歯科診療報酬において、代替の医療技術に置き換わった、臨床上行われていない治療等については、学会等からの提案も参考としつつ診療報酬点数表の簡素化を図る。

- ・圧迫麻酔
- ・デンタルゼロラジオグラフィー
- ・臼歯金属歯
- ・帯環金属冠修理
- ・合金金鉤修理

歯科固有の技術の評価の見直し

- 骨子【I-7- (2)】
- 骨子【I-7- (3)】

第1 基本的な考え方

1. 歯周病とともに歯の喪失リスクであるう蝕に罹患した歯の修復治療や歯内治療等、歯の保存に資する技術の評価するとともに、歯を喪失した際に早期に口腔機能の維持・回復が図られ、生活の質の向上に資する技術等についても併せて評価する。
2. 臨床の実態と歯科診療報酬点数表の位置づけが必ずしも合致していない項目については診療報酬上の位置づけを見直すとともに、歯科治療上必要な処置等については学会等からの要望も踏まえて診療報酬上に位置づける。

第2 具体的な内容

1. 歯の修復に資する技術や歯を喪失した際に早期に口腔機能の維持・回復が図られ、生活の質の向上に資する技術について評価の見直しを行う。
 (1) 歯の修復治療に関する技術の評価の見直し

現行	改定案
【初期う蝕小窩裂溝充填処置】 120点	【初期う蝕早期充填処置】 〇点 (改)
【歯冠修復物又は補綴物の除去】 (1歯につき) 1 簡単 15点 2 困難 30点 3 根管内ポストを有する鑄造体 50点	【歯冠修復物又は補綴物の除去】 (1歯につき) 1 簡単 〇点 (改) 2 困難 〇点 (改) 3 根管内ポストを有する鑄造体 〇点 (改)
【歯冠形成】 (1歯につき) (例) 1 生活歯歯冠形成 イ 鑄造冠 300点 2 失活歯歯冠形成 イ 鑄造冠 160点 3 窩洞形成 イ 単純なもの 54点 ロ 複雑なもの 80点	【歯冠形成】 (1歯につき) (例) 1 生活歯歯冠形成 イ 金属冠 〇点 (改) 2 失活歯歯冠形成 イ 金属冠 〇点 (改) 3 窩洞形成 イ 単純なもの 〇点 (改) ロ 複雑なもの 〇点 (改)
【う蝕歯即時充填形成】 (1歯につき) 120点	【う蝕歯即時充填形成】 (1歯につき) 〇点 (改)

【鑄造歯冠修復】 (1個につき) (例) 2 全部鑄造冠 445点 【咬合採得】 1 歯冠修復(1個につき) 14点	【金属歯冠修復】 (1個につき) (例) 2 全部金属冠 〇点 (改) 【咬合採得】 1 歯冠修復(1個につき) 〇点 (改)
--	---

(2) 早期に口腔機能の維持・回復が図られる補綴治療に関する技術の評価の見直し

現行	改定案
【支台築造印象】 (1個につき) 20点 【印象採得】 1 歯冠修復(1個につき) ロ 連合印象 60点 2 欠損補綴(1装置につき) ロ 連合印象 225点 ハ 特殊印象 265点 ニ ワンピースキャストブリッジ (1)支台歯とポンティック(ダミー)の数の合計が5歯以下の場合 275点 (2)支台歯とポンティック(ダミー)の数の合計が6歯以上の場合 326点 【ポンティック(ダミー)】 (1歯につき) 428点 【有床義歯】 (例) 2 総義歯(1顎につき) 2,060点 【鑄造鉤】 (例) 1 双歯鉤 224点 【フック、スパー】 (1個につき) 96点 【バー】 (1個につき) (例) 1 鑄造バー 430点 【有床義歯修理】 (1床につき) 220点 注3 歯科技工加算 20点 【有床義歯内面適合法】 (例) 2 総義歯(1顎につき) 750点	【支台築造印象】 (1個につき) 〇点 (改) 【印象採得】 1 歯冠修復(1個につき) ロ 連合印象 〇点 (改) 2 欠損補綴(1装置につき) ロ 連合印象 〇点 (改) ハ 特殊印象 〇点 (改) ニ ワンピースキャストブリッジ (1)支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合 〇点 (改) (2)支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合 〇点 (改) 【ポンティック】 (1歯につき) 〇点 (改) 【有床義歯】 (例) 2 総義歯(1顎につき) 〇点 (改) 【鑄造鉤】 (例) 1 双子鉤 〇点 (改) 【フック、スパー】 (1個につき) 〇点 (改) 注 保険医療材料は、所定点数に含まれるものとする。(新) 【バー】 (1個につき) (例) 1 鑄造バー 〇点 (改) 【有床義歯修理】 (1床につき) 〇点 (改) 注3 歯科技工加算 〇点 (改) 【有床義歯内面適合法】 (例) 2 総義歯(1顎につき) 〇点 (改)

(3) その他の技術の評価の見直し

臨床の実態と歯科診療報酬点数表の位置づけが必ずしも合致していない項目については診療報酬上の位置づけを見直すとともに、歯科治療上必要な処置等については、学会等からの要望も踏まえて診療報酬点数表上に位置づける。

①機械的歯面清掃加算の位置づけの見直し

歯科疾患管理料及び歯科疾患在宅療養管理料の加算である機械的歯面清掃加算については、その位置付けの見直しを行う。

現行	改定案
【機械的歯面清掃加算(歯科疾患管理料又は歯科疾患在宅療養管理料の加算)】 60点 注 当該患者の療養を主として担う歯科医師(以下「主治の歯科医師」という。)又はその指示を受けた歯科衛生士が、歯周疾患に罹患している患者であって歯科疾患の管理を行っているもの(訪問歯科衛生指導料を算定しているもの又は歯科矯正管理料を算定しているものを除く。)に対して機械的歯面清掃を行った場合は、月1回に限り所定点数に60点を加算する。ただし、歯周病安定期治	【機械的歯面清掃処置】 60点(新) 注 歯科疾患管理料又は歯科疾患在宅療養管理料を算定した患者であって当該患者の療養を主として担う歯科医師(以下「主治の歯科医師」という。)又はその指示を受けた歯科衛生士が、歯周疾患に罹患している患者であって歯科疾患の管理を行っているもの(訪問歯科衛生指導料を算定しているもの又は歯科矯正管理料を算定しているものを除く。)に対して機械的歯面清掃を行った場合